高浜発電所について

福井県におかれては、今日まで関西地域の産業や生活の維持発展のため高浜発電所の立地を受け入れられ、安全確保対策等に大変な努力と尽力を払われて来たところであり、心からの敬意と感謝を表明いたします。

ただ、京都府は高浜発電所まで最短で約2.8kmと極めて近接しており、全国でも唯一立地 県以外に PAZ 圏域を有するとともに、UPZ 圏域に124,444人に及ぶ多くの府民が 居住し、30km圏内の人口は立地県を上回るなど、立地県に準じる自治体であります。

万一、高浜発電所で事故が発生すれば、多くの住民の皆さんの安心·安全に多大な影響を 受ける地域として、高浜発電所に関し、以下の項目について、国に強く要請するものです。

記

1 法的枠組みの確立について

・原子力発電所の運転再開が私どもに与える重大な影響を踏まえ、国においては、同意を求める自治体の範囲、手続き、同意の判断基準並びに国及び自治体の権限等を定めた法的枠組の整備をされるよう、かねてより求めてきたところであるが、今回も京都府が同意のプロセスから除外されていることは遺憾であり、大きな影響を受ける関係自治体の意見を聴いた上で国が責任を持って対応するという法的枠組みを早急に構築すべきである。

2 安全確保の対応について

- ・国においては、総理大臣が原発事故については「責任を持って対処する」と明言されているが、それを踏まえ、
 - ① 高浜発電所では特定重大事故等対処施設の整備(例:緊急時制御室、フィルタ付ベント設備等)が猶予されているが、国の責任において一日も早く整備を終えるよう指導されたい。
 - ② 国においては、事業者に対して安全対策についての実効性ある点検や訓練の 実施など継続的な指導を行われたい。
 - ③ 国が世界最高水準と言う規制基準についても、最新の科学的知見に基づき、 不断の見直しを行い、事故リスクの回避·低減に今後とも最大の努力を行われたい。

3 避難計画の実効性確保について

- ・事故時の防護措置を判断するための予測的手法について SPEEDI は活用しないとされたが、モニタリングの実測値のみによる判断では、
 - ① 住民の被ばくを前提に避難指示等を行うことになること
 - ② 早い段階からの対応が必要な要支援者等への対処が遅れること
 - ③ 避難ルート等の検討や準備などが事前に出来ないこと

など事故時において住民の混乱が予想されるところである。このため、SPEEDIに代わる手法が具体的に示される必要がある。

- ・避難行動要支援者の移動手段・受入先の確保、搬送体制の整備、避難誘導のあり方等については、福井エリア地域原子力防災協議会でも指摘したとおり、府県域を越えた対応が必要であり、国においては避難退域時検査場(スクリー=ンクサホイント)の設定及び検査要員と機器の整備、バス等避難車両及び運転要員の確保等が円滑に進むよう、関係機関・団体等と広域的な連携・調整を積極的に行われたい。
- ・UPZ 圏外については、空間放射線量率の実測結果に基づき、必要に応じて屋内退避とされたが、モニタリングに必要な資機材を確実に整備できるよう自治体への十分な支援策を講じられたい。
- ・医療従事者特に医師不足の地域において、安定ョウ素剤の迅速かつ的確な配布及び 医療関係者の人員体制の構築について、広域的な調整を行われたい。
- ・土砂災害や大雪などの災害時に脆弱な避難道路の改修、バイパス整備等については、 原子力防災対策としての位置づけのもとに財政措置を講じ、早急に整備されたい。
- 4 再生可能エネルギーの導入と省エネなど原子力に依存しないエネルギー体制の構築 に向けて
 - ・原発に依存しない新しいエネルギー社会を実現するため、太陽光、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、住宅・建物の省エネルギー性能を高めるなどの促進策を展開されたい。
 - ・とりわけ、高浜発電所 1, 2号機など 4 0年を超過した施設については、原則廃炉にすべきものであり、運転期間の延長の審査にあたっては、国において責任を持った慎重な対応を求める。
- 5 放射性廃棄物の最終処理体制について
 - ・使用済み核燃料等、高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵を含む最終処理体制は、自治体が何らかの責任を負って対処できる問題ではなく、エネルギー政策に責任を持つ国の責任において、早急に確立されるべき問題であるが、解決の方向が未だに見えないところである。この問題解決を先送りされたままで使用済み核燃料等が蓄積される現状に対して、深い懸念を表明する。

平成27年12月24日

京都府知事 山田 啓二